横手市耐震改修促進計画【第3期】資料編

図1	横手盆地真昼山連動の震度分布図(詳細法)	. 1
図2	横手盆地真昼山連動の震度分布図拡大図(図1青枠内)	. 2
図3	横手盆地真昼山連動の液状化危険度分布図	. 3
図4	横手盆地真昼山連動の液状化による沈下量図	4
表1	特定既存耐震不適格建築物一覧(耐震改修促進法第14条、同法第15条第2項)	5
表2	政令で定める危険物の一覧(耐震改修促進法施行令第7条第2項)	6
図 5	道路閉塞させる住宅・建築物	. 7
図 6	通行障害建築物に追加されるブロック塀等	. 7

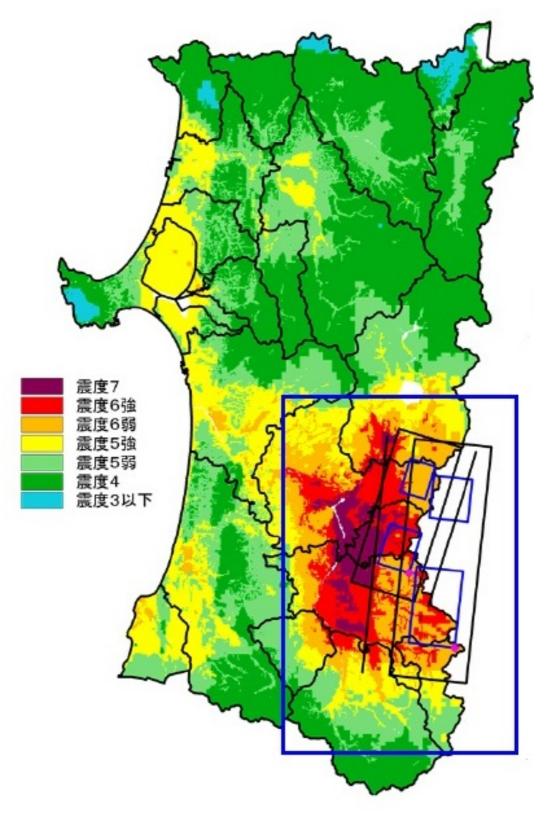
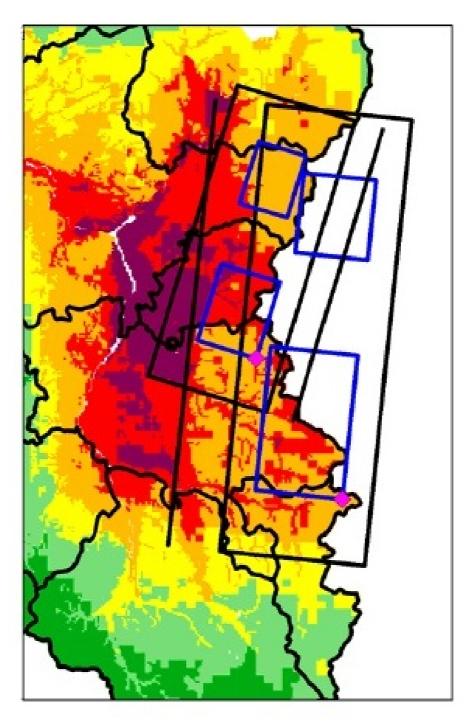


図1 横手盆地真昼山連動の震度分布図(詳細法) 【秋田県地震被害想定調査報告書参照】



(青枠:アスペリティの位置、ひし形:破壊開始点の位置) 図2 横手盆地真昼山連動の震度分布図拡大図(図1青枠内)

※アスペリティ: 震源断層面上で特にすべりの大きい領域

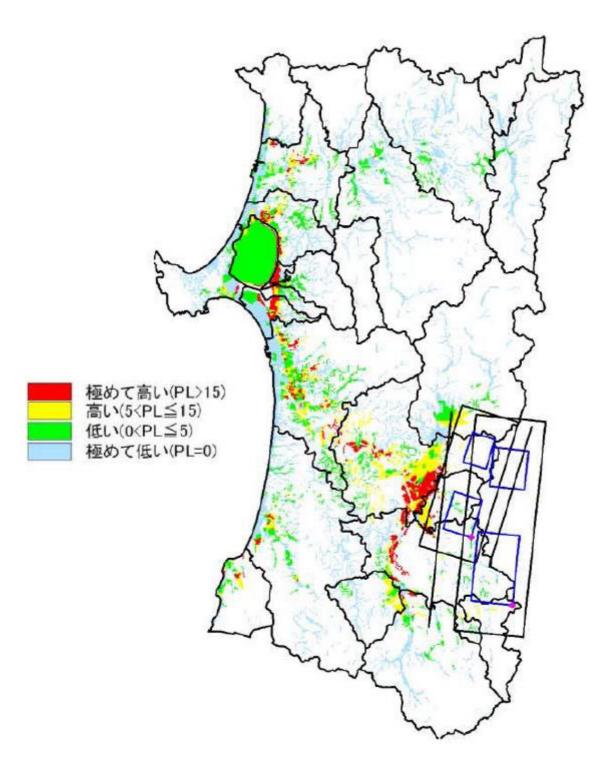


図3 横手盆地真昼山連動の液状化危険度分布図

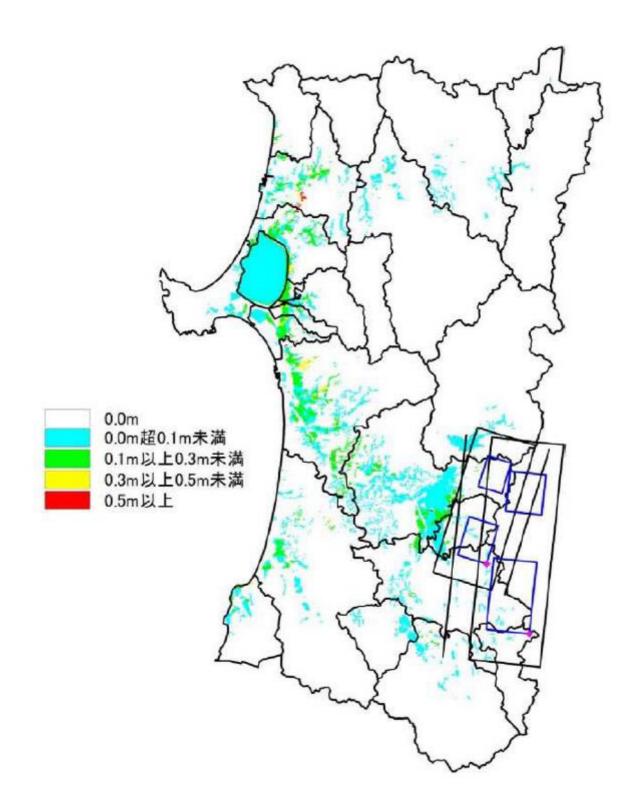


図4 横手盆地真昼山連動の液状化による沈下量図

- 4 -

表1 特定既存耐震不適格建築物一覧(耐震改修促進法第14条、同法第15条第2項)

	用途	特定既存耐震不適格建築物 の規模要件	指示対象となる規模要件(※)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
ボーリング運動施設	が場、スケート場、水泳場その他これらに類する		
病院、診療	奈所		
劇場、観り	览場、映画館、演芸場		階数3以上かつ2,000㎡以上
集会場、公	全堂		
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
卸売市場		H X O X T N O T,000 III X T	
百貨店、	マーケットその他の物品販売業を含む店舗		Philadel
ホテル、旅	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		階数3以上2,000㎡以上
賃貸共同	住宅、寄宿舎、下宿		
事務所			
老人ホー	ム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これ		
らに類する		┃ 階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	センター、児童厚生施設、身体障害者福祉セン	图数2数至13· 51,000m 数至	
	也これらに類するもの	Philader and I am a 2 am I	Milester
幼稚園、低		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
-	美術館、図書館		
遊技場			
公衆浴場			 階数3以上かつ2,000㎡以上
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール れらに類するもの		PH. W. 17 72,000 11 W. 1
	質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する 業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	
工場(危険 除く)	食物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設			階数3以上かつ2,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量(表2参照)以上 の危険物を貯蔵又は処理する全て の建築物	階数1以上かつ500㎡以上
敷地が法第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都 道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条 第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載され た道路に接する通行障害建築物		一定の高さ以上の建築物(図5参照)	

※ 指示対象となる規模要件とは、特定建築物の所有者が所管行政庁の指導等に従わない場合、指示することができる建築物の規模です。

表2 政令で定める危険物の一覧(耐震改修促進法施行令第7条第2項)

危険物の種類		危険物の数量	
1. 火薬類			
イ 火薬		10t	
爆薬		5t	
ハ_工業雷管若しくは電気雷	管又は信号雷管	50万個	
二 銃用雷管		500万個	
ホ 実包若しくは空包、信管	苦しくは火管又は電気導火線 ニュー	5万個	
へ 導爆線又は導火線		500km	
ト 信号炎管若しくは信号火	箭又は煙火	2t	
チーその他の火薬を使用した	火工品	10t	
その他の爆薬を使用した	火工品	5t	
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃 性固体類		30t	
4. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃 性液体類		20m³	
5. マッチ		300マッチトン(※)	
6. 可燃性のガス(7及び8を除く)		2万㎡	
7. 圧縮ガス		20万㎡	
8. 液化ガス		2,000t	
9. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)		20t	
10. 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)		200t	

※ マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg。

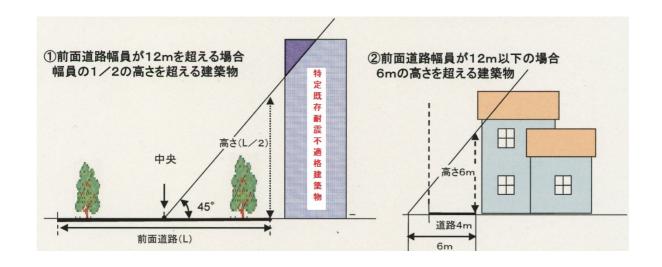


図5 道路閉塞させる住宅・建築物

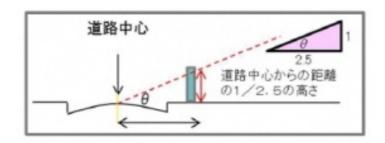


図 6 通行障害建築物に追加されるブロック塀等